

平成31（2019）年度
文化遺産観光拠点充実事業
（文化資源活用事業費補助金）

募集案内



<対象事業>

- 活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）
- 構成文化財魅力向上事業（日本遺産）

<応募書類の提出期限> ※都道府県から文化庁への提出期限

- 一次締切：平成31（2019）年6月7日（金）（消印有効）
- 二次締切：平成31（2019）年8月9日（金）（消印有効）

<応募書類の提出先・お問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

（9時30分～18時15分，TEL：03-5253-4111（代表））

- 活用環境整備事業（日本遺産）・構成文化財魅力向上事業（日本遺産）に関すること
文化庁文化資源活用課文化財活用専門官付（日本遺産担当）：内線4760
- 活用環境整備事業（世界文化遺産）に関すること
文化庁文化資源活用課世界文化遺産企画係：内線4762
- 活用環境整備事業（ユネスコ無形文化遺産）に関すること
文化庁文化資源活用課無形文化遺産係：内線2870

平成31年4月

< 目次 >

I 事業概要	1
1 趣旨・目的	
2 実施方法	
3 補助事業者（補助の対象となる者）	
4 補助対象事業	
5 採否の審査	
6 補助金交付の対象となる事業期間	
7 補助金の額及び補助金の支払方法・時期	
8 交付要望書の提出方法及び提出期限	
II 補助事業の対象範囲	4
1 補助対象事業の内容等	
2 各費目における単価上限、補助対象外経費等	
III 実施方法	6
1 地方公共団体等が「観光拠点整備計画」を作成	
2 補助事業者が交付要望書を作成	
3 提出書類の保管について	
4 事業の流れ	
IV 適正な執行の確保	13
V その他留意事項等	17
1 審査及び審査結果	
2 補助金交付申請書の提出	
3 交付決定された補助事業の取扱い	
4 関係法令の適用について	
VI 補助要項	19
VII 応募書類様式（記入例）	24

I 事業概要

この章では、本事業の概要を記載しています。応募要件等の詳細は、「II 補助事業の対象範囲」以降に記載していますので、最後まで熟読した上で、応募を検討してください。

1. 趣旨・目的

近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要となっています。一方、各地域では、急増する訪日旅行客の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない状況にあります。

このため、訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的としています。

2. 実施方法

各地方公共団体（都道府県又は市区町村）等が、地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、観光拠点整備計画を策定します。

補助事業者は、当該計画に基づき、事業計画を作成して事業を実施し、文化庁は補助事業者が行う事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

事業の申請に必要な書類は、各都道府県の文化財担当課において取りまとめ、文化庁に提出していただきます。

3. 補助事業者（補助の対象となる者）

補助事業者は、次に掲げるとおり、補助対象事業によって、地方公共団体又は協議会等（※）、日本遺産の構成文化財の所有者等となります。

なお、事業者が協議会等である場合、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いいたします（ただし、ユネスコ無形文化遺産に関する事業の場合は、必ず地方公共団体が協議会等に参画してください）。

補助対象事業	補助事業者
(1) 活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）	・ 地方公共団体 ・ 協議会等
(2) 構成文化財魅力向上事業（日本遺産）	・ 日本遺産の構成文化財の所有者等

※日本遺産の構成文化財、世界遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等が所在する地方公共団体の関係部局や、NPO、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす協議会等（以下「協議会」という。）とします（要件を満たしていれば、既存のもので可）。

- ・ 定款、寄附行為に類する規約を有すること
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること

- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること

4. 補助対象事業

(1) 活用環境整備事業

日本遺産の構成文化財、世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等を活用するために必要な次に掲げる整備。ただし、「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費」及び「国宝重要文化財等保存・活用事業費」の補助対象となるものを除く。

- ① 便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備
- ② 便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備（建造物の新築を除く。）

(2) 構成文化財魅力向上事業

日本遺産の構成文化財である文化財建造物又は美術工芸品に関する次に掲げる工事。ただし、「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費」及び「国宝重要文化財等保存・活用事業費」の補助対象となるものを除く。

- ① 文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事
- ② 美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事

詳細は「Ⅱ 補助事業の対象範囲」を参照してください。

5. 採否の審査

文化庁に提出された応募書類に基づき、審査を行った上で、採否を決定します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

※ 詳細は「Ⅴ その他留意事項等」に記載しています。

6. 補助金交付の対象となる事業期間

交付決定日から平成 32（2020）年 3 月 31 日までの間

※ 交付決定は二度行うことを予定しています（一次：7 月上旬頃、二次：9 月上旬頃を予定）。

7. 補助金の額及び補助金の支払方法・時期

予算の範囲内において決定します。

補助金の額は、補助対象経費の 1 / 2 を限度とします。ただし、特に必要と認められる場合には 2 / 3 を上限に予算の範囲内で額を調整することができることとし、特に必要と認められる調整の要件は次に掲げるとおりとします。

- (1) 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に 5 % の加算を行うことができる。
- (2) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額。実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

(3) 協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(4) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

上記（1）～（4）に該当する場合は、地方公共団体等が作成する観光拠点整備計画にその旨を記載してください。

（2）については、協議会等は民間団体に該当します。

補助金は、文化庁から直接補助事業者に支払います。補助金の支払時期は、原則、補助事業が完了し、実績報告書をもとに文化庁において内容を精査し、補助金の額を確定した後となります。

8. 交付要望書の提出方法及び提出期限

提出方法：紙媒体1部

提出期限：一次締切：平成31（2019）年6月7日（金）（必着）

二次締切：平成31（2019）年8月9日（金）（必着）

提出先：○活用環境整備事業（日本遺産）・構成文化財魅力向上促進事業（日本遺産）

文化庁文化資源活用課文化財活用専門官付（日本遺産担当）

内線：4760

○活用環境整備事業（世界文化遺産）

文化庁文化資源活用課世界文化遺産企画係

内線：4762

○活用環境整備事業（ユネスコ無形文化遺産）

文化庁文化資源活用課無形文化遺産係

内線：2870

II 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容等

日本遺産の構成文化財又は世界文化遺産の構成資産若しくはユネスコ無形文化遺産の構成要素の展示公開施設等（以下「構成文化財等」という。）に係る取組が対象となり、具体的には次に掲げるとおりです。

補助対象事業	内容
(1) 活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）	
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備	電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は付属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備（内装を含む。）等
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（建造物の新築を除く。）の整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイドンス施設、遊歩道、物見台、管理施設（建造物の新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備等
(2) 構成文化財魅力向上事業（日本遺産）	
日本遺産の構成文化財である文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事	塗装工事又は左官工事、屋根工事（葺材の部分的な葺替までとする）木工事、金具工事、建具工事等
日本遺産の構成文化財である美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事	同左

<主な留意点等>

- いずれの事業も「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費」及び「国宝重要文化財等保存・活用事業費」で対応可能な取組は補助対象外。
- 一般公開を行わない構成文化財等に係る事業は補助対象外。ただし、宗教的理由や脆弱性等の理由により一般公開できない構成文化財等の価値を伝えるためのガイドンス施設等の整備等は対象となります。
- 世界文化遺産については、「国宝重要文化財等保存・活用事業費」の対象とならない、世界文化遺産全体の価値を伝えるようなガイドンス施設や、複数の構成資産を周遊するルート上の休憩施設・便益施設等の整備等が対象となり得ます（建造物の新築は対象外のため、既存建物の改修等が想定されます）。

2 各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外
		補助事業者の構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外（ただし旅費は除く。）	
共済費		社会保険料は本事業のために雇用された職員の事業者負担分のみ。その他の保険料は危険な作業を行う等、特に必要な場合のみ対象。	—
賃金 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費		<ul style="list-style-type: none"> ・賃金、謝金、旅費等の単価については、当該地方公共団体の基準に準じること。 ・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。 ・契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。 	—
需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・文具等短期間使用の物品のみ対象。 ・PC、プリンター、机、椅子、キャビネット、固定されていない棚・展示ケース等の備品は対象外 	—

<主な留意点>

- 補助対象となる費目は、「VI 補助要項」に掲げる観光拠点整備事業（文化遺産観光拠点充実事業）国庫補助要項（別紙2）を参照してください。
- 活用環境整備事業について、基本設計に係る経費は補助対象となりますが、基本設計のみを補助事業として実施することはできません。必ず当該年度又は翌年度以降に整備工事を行うことが条件となります。

Ⅲ 実施方法

1. 地方公共団体等が「観光拠点整備計画」を策定

地方公共団体等が、本事業により実施される補助事業を手段として、どのように観光拠点の形成を推進するかを検討し、「観光拠点整備計画」を策定します。観光拠点整備計画においては、地域の目指すべき姿として明確な目標を定め、当該目標を達成するための手段として実施される補助事業の成果が地域にどのような波及効果をもたらすかを記載し、当該波及効果の測定指標と目標値を定めます。

計画期間は原則、最大で5年間とし、当該期間終了後の目標値を定めて毎年度、達成状況を把握します。

計画期間終了後の1年間は総括評価を行う期間として、当該計画に基づく事業の応募はできません。

策定に当たって、当該地方公共団体において文化財保存活用大綱や文化財保存活用地域計画、世界文化遺産の包括的保存管理計画、観光関係の計画等が策定されている場合には、これらを踏まえたものとするのが重要です。

採択された観光拠点整備計画は、計画期間中は翌年度以降の応募の際も継承されます。

なお、補助事業の採択は年度ごとに行いますので、観光拠点整備計画に記載の事業が採択されたとしても、当該計画に記載の次年度以降の事業の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

応募書類の作成方法は以下のとおりです。

(1) 作成者

地方公共団体（都道府県・市区町村）等

(2) 観光拠点整備計画等の構成

- ・文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）観光拠点整備計画（様式1）

(3) 観光拠点整備計画の作成に当たっての各項目の留意事項

1 都道府県・市区町村名

補助事業者が所在する地方公共団体（都道府県・市区町村の別は問わない。）等が作成者となります。事業対象の構成文化財等が複数の地方公共団体にまたがる場合は、該当各地方公共団体の連名とし、窓口となる代表の地方公共団体を設定してください。なお、観光拠点整備計画を策定する部局は限定しません。

2 補助事業の種類

該当するものを選択してください。

3 計画の名称

作成者において記載してください。

4 計画期間

- ・原則、最長5年間とし、複数年度にわたる計画の場合は、計画期間全体の内容及び実施予定事業を全て記載してください。また、計画期間後（計画期間中含む）のフォローアップに向けて計画期間を定めてください。
- ・日本遺産に関する事業の場合、日本遺産を通じた地域活性化計画と連動した計画期間とするこ

とは差支えありません。

5 計画の概要

地方公共団体における当該観光拠点整備計画の位置付けを記載の上、計画により目指すべき姿・目標や実施する事業の概要を記載するとともに、地方公共団体で策定している他の計画等との関係性（どのような関係・効果があるか等）を記載してください。

文化財保存活用地域計画等が策定されていることにより補助額の調整を行う場合には、該当する計画等の策定状況を記載してください。（任意の資料提出に代えることも可（様式任意））

6 実施体制

計画に係る地方公共団体等の役割分担（担当部局など）を記載してください。また、事業を実施する事業者名やその構成団体等を記載するとともに、計画期間終了後又は事業者の解散後の対応についても記載してください。

7 計画における目標と期待される効果

地方公共団体等が設定する目標及び評価指標は、下記の表の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な指標を設定し、その現状値と目標値を設定してください。現状値（評価のための基準となる数値）は、平成 31（2019）年度より観光拠点整備計画を策定する地方公共団体は、原則として平成 30 年度とします。平成 31 年度以前に策定した計画期間中の観光拠点整備計画がある地方公共団体等は、現状値の数値は変更しないようにしてください。

目標区分：文化遺産を活用した集客・活性化	
評価指標区分	観光客入込み数
	外国人観光客数
	宿泊者数
	滞在時間
	経済効果
	広告換算効果
	その他（具体的に記載）
設定目標：文化遺産を核としたコミュニティの再生・活性化	
評価指標区分	地域の文化に誇りを感じる住民の割合
	文化遺産の認知度
	文化遺産を活用した取組数（本補助事業による取組を除く）
	その他（具体的に記載）
設定目標：文化遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立	
評価指標区分	文化遺産のためのふるさと納税額
	文化遺産のための寄付額
	文化遺産関連で開発された商品・サービス数
	文化遺産への協力団体数
	文化遺産への協力者数
	その他（具体的に記載）

（日本遺産構成文化財を対象とする事業の場合の留意点）

- ・通常、この目標値は、日本遺産を通じた地域活性化計画とは異なります。
- ・日本遺産を通じた地域活性化計画の目標値にどのように影響があるかを記載の上、設定根拠を十分吟味してください。
- ・設定目標は観光拠点としての磨き上げが本補助金の目的であることを踏まえ、以下の評価指標の設定は必須とします。

評価指標区分	外国人観光客数
--------	---------

8 補助事業の概要

補助事業者が作成する要望書の事業計画書（様式2-1）に記載している事業の内容を記載してください。複数年度で事業の実施を計画している場合は、事業全体の概要を記載してください。

9 その他計画実施により想定される効果（定性的な効果を記載）

本計画を実施することで想定している関係者や地域全体等への定性的な効果を記載してください。

10 その他事業

自主財源、民間団体、他省庁等からの補助を予定している事業を記載してください。また、自主財源確保のための予算措置の状況や、計画期間終了後の取組についての検討状況も記載してください。

他の国際観光旅客税充当事業と連携して実施することにより補助額の調整を行う場合には、該当する事業について記載してください。（任意の資料提出に代えることも可（様式任意））

2. 補助事業者が交付要望書を作成

補助事業者が実施する補助事業は、上記（1）の地方公共団体等が策定する観光拠点整備計画に盛り込まれる必要がある。その上で、実施する補助事業の事業計画を作成し、交付要望書を作成します。

事業計画期間は、地方公共団体等が策定する観光拠点整備計画の期間の範囲内であれば複数年継続する計画でも差し支えありませんが、補助事業の採択は年度ごとに行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

また、補助事業及び事業計画期間が終了した場合でも、地方公共団体等が策定する観光拠点計画期間中は、補助事業者は、補助事業を実施したことによる成果を継続して評価していくことが推奨されます。

交付要望書の詳細は次に掲げるとおりです。

（1）作成者

補助事業者（地方公共団体、協議会等、文化財所有者等）

（2）交付要望書の構成

<必要書類>

- 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要望書（様式2）
- 平成31（2019）年度事業計画書（補助事業に係る文化財及び補助事業の概要）（様式2-1）
- 収支予算書（様式2-2）
- 支出内訳明細（様式2-3）
- 補助事業者の概要（様式2-4）

※補助事業者が協議会等の場合のみ。補助事業者が地方公共団体の場合は不要。

- 補助事業者が協議会等の場合、その定款又はそれらに類する規約、及び構成名簿（様式任意）
- 財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類（様式3）

※補助事業者が地方公共団体の場合は財政力指数を、協議会等の場合は事業規模指数（補助対象となる事業費/補助事業者の財政規模）を明記すること。

□ 見積書（写）（様式任意）

※使用料及び借料や役務費、委託費、需用費において発注見込額が10万円（税込み）以上の場
合に見積書を徴取して添付。

※発注見込額が100万円（税込み）以上の場合は、複数者から徴取した見積書を添付。

※複数者から見積書を徴取できない場合は、理由書（様式任意）を添付。

※見積書は写しを添付（原本は、協議会等において保管すること）。

※見積書の宛名は事業者宛てとすること。

□ 仕様書（様式任意）

※100万円（税込み）以上の役務費、委託費、請負費等の場合に添付。

□ 設計図、位置図（様式任意）

□ その他内容を補足するための参考資料（様式任意）

（3）交付要望書等の作成に当たっての留意事項

- ① 申請者は、観光拠点整備計画書を作成する地方公共団体等と交付要望書の提出前に、十分な調整を行ってください。
- ② 応募時に協議会等の設置が困難な場合又は応募後に変更が見込まれる場合は、暫定組織で応募することも可能です。ただし、採否の決定までには、協議会等に関する事項を確定させ、文化庁に報告することが必要です。
- ③ 補助対象経費については、「Ⅱ 補助事業の対象範囲」を参照してください。
- ④ 収支予算書の作成に当たり、当該年度の補助事業の遂行により生ずると見込まれる収入金（利息を含む）は、全て収入に計上し、当該年度の補助事業の経費に充ててください。なお、不用額は返還となります。
- ⑤ 平成31（2019）年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられるため、消費税及び地方消費税の課税対象となる経費については、各事業の実施時期を考慮し、上記を前提として作成してください。
- ⑥ 採択後の事業実施に当たっては、適正な執行を確保する義務が生じるので、あらかじめ下記「Ⅳ 適正な執行の確保」を参照の上、十分な認識のもと応募してください。
- ⑦ 「複数者が見積書が提出できない場合」とは、プロポーザル等で実施を予定している事業等が想定されます。
- ⑧ 協議会等の構成団体に対する事業の発注は行うことが出来ないため、協議会等の構成団体の選定には留意してください。
- ⑨ 見積書の日付は、交付要望日以前としてください。また、交付要望時点で見積書の有効期限が来ていないように注意してください。
- ⑩ 資金の流れを明確化するために支出関係書類、会計帳簿、預金通帳には番号を付した上で、その番号を記入したインデックス等を付すなどして、必ず資金の流れが紐づけられるようにしてください。
- ⑪ やむを得ず随意契約を行わざるを得ない場合においては、地方公共団体の契約規則に照らした検討だけでなく、国庫金の観点からもその理由が真に必要なものであるか検討の上、競争性、価格の妥当性まで検討した上で契約してください。特に、競争性、価格の妥当性に関しては、実際に入札不成立となった事実を具備するなど、適切な執行を徹底してください。

- ⑫ 原則、現金払いによる支出はできません。
- ⑬ 国の他の補助金(例：文化財多言語解説整備事業補助金など)と重複して補助を受けることはできません。

3. 提出書類の保管について

(1) 応募書類の保管

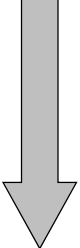
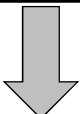
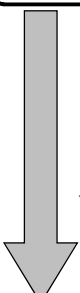
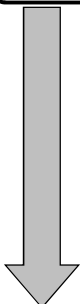
提出書類の内容等について文化庁から問い合わせることがありますので、提出書類の作成者は写しを一式保管するようにしてください。なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

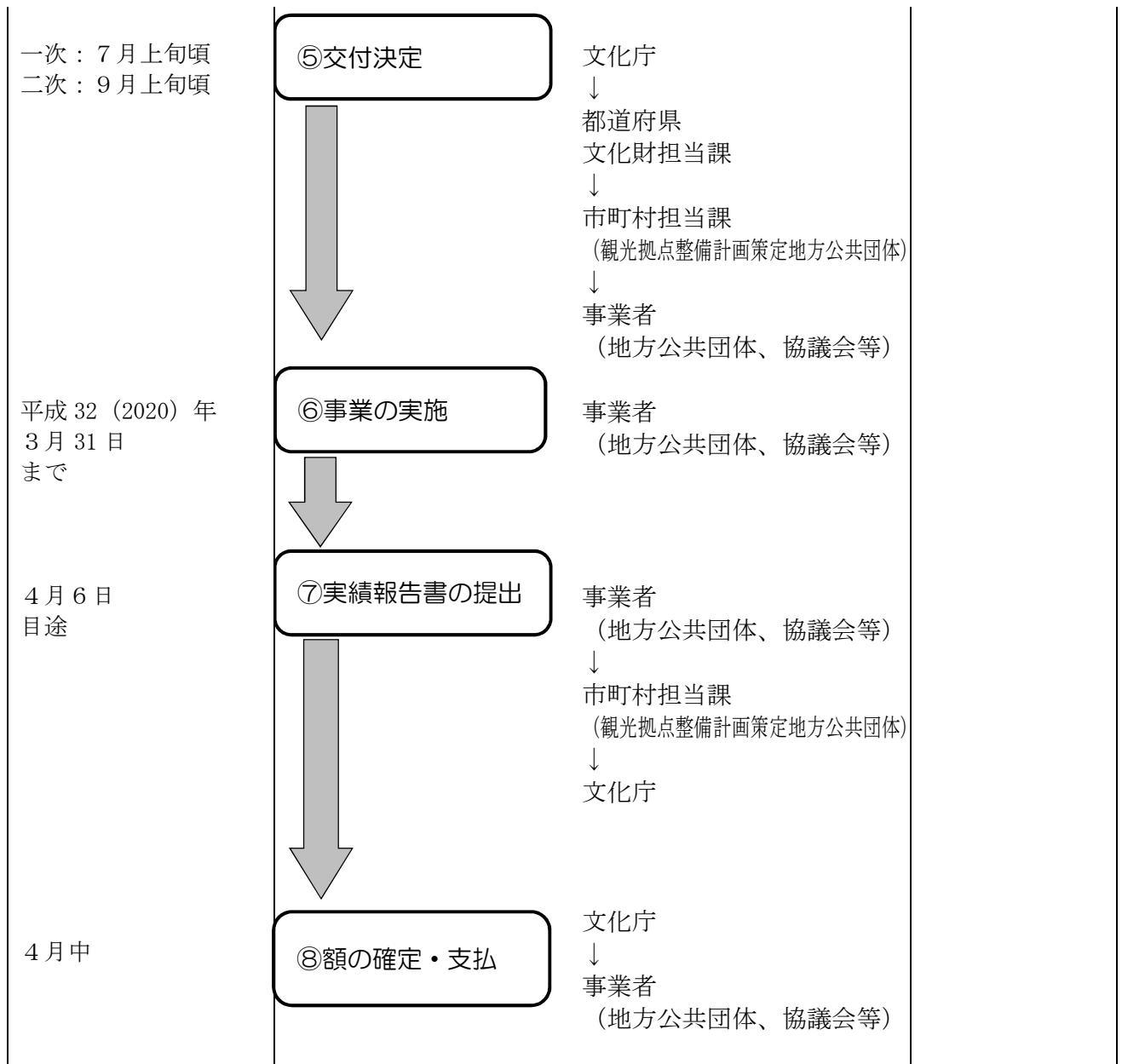
(2) 応募書類の様式

- ① 各種様式は、文化庁ホームページからダウンロードし、作成してください。
文化庁HP：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html>
(当該ページのリンク先「文化遺産観光拠点充実事業」に掲載しています。)
- ② 印刷は、A4用紙、片面刷りとしてください(両面印刷は不可)。
- ③ 応募書類は、上記2(2)交付要望書等の構成の順に並べてください。
- ④ 書類をまとめる際はダブルクリップ留めとしてください(ゼムクリップ、ホッチキスは不可)。
なお、インデックスの貼付は不要です。
- ⑤ 観光拠点整備計画策定地方公共団体は、最終ページの確認用シートを併せて提出する必要があります。

4 事業の流れ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

時期	事業の流れ	書類の様式
平成 31 (2019) 年 一次締切：6月7日 二次締切：8月9日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">① 応募書類の提出</div>  事業者 (地方公共団体、協議会等) ↓ 都道府県又は市町村担当課 (観光拠点整備計画策定地方公共団体) ↓ 都道府県 文化財担当課 ↓ 文化庁	様式 1 様式 2 様式 2-1～2-4 様式 3 その他必要書類あり
一次： 6月中旬～下旬 二次： 8月中旬～下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">②有識者による審査</div>  文化庁	
一次：7月上旬頃 二次：9月上旬頃	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③採否の決定・通知</div>  ※審査状況等によっては通知が遅れる場合があります。 文化庁 ↓ 都道府県 文化財担当課 ↓ 都道府県又は市町村担当課 (観光拠点整備計画策定地方公共団体) ↓ 事業者 (地方公共団体、協議会等)	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">④観光拠点整備計画・申請書の提出</div>  事業者 (採択通知を受けた協議会等) ↓ 都道府県又は市町村担当課 (観光拠点整備計画策定地方公共団体) ↓ 都道府県 文化財担当課 ↓ 文化庁	



IV 適正な執行の確保

採択後の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）（以下「適正化法等」という。）が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる事態となった例があるほか、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を適用し、5年間の応募制限を付した例があります。

補助事業者にはより一層の補助金の適切な執行が求められていることから、次の内容をあらかじめ十分認識した上で、応募してください。

- 1 補助の対象となる経費とならない経費について、今一度本募集案内を確認の上、適切な処理を行うこと。特に次の内容に留意すること。
 - (1) 補助事業期間外の行為は補助対象とならないこと。
 - (2) 補助事業者の構成団体又は構成員等に対して貸金・報償費等を支払ったり、その他の発注を行ったりすることは、補助の対象とならないこと（内部支出の禁止）。
- 2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則として別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。

なお、帳簿は補助事業者のみならず、補助事業者が協議会等の場合は各構成団体においても作成の必要があることに留意すること。
- 3 補助事業者が地方公共団体以外の場合、使用料及び借料、役務費、委託費、請負費その他の経費の執行に当たっては、所在の市区町村の契約規則等に準拠した手続を執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴取を徹底すること。

見積書の徴取、契約書の作成等の基準については、観光拠点整備計画策定地方公共団体が別紙様式（基準表）を記入の上、補助事業者に送付し、補助事業者はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

なお、複数者からの見積書の徴取に当たっては、必ず補助事業者（協議会等の場合はその構成団体でも可）自らが直接徴取すること。
- 4 会計書類は、上記2の帳簿及び補助事業に係る金融機関の通帳のほか、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。ただし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、請求書等及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。

上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

※これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして地方公共団体の定めに準拠した支出決定決議書等をいう。

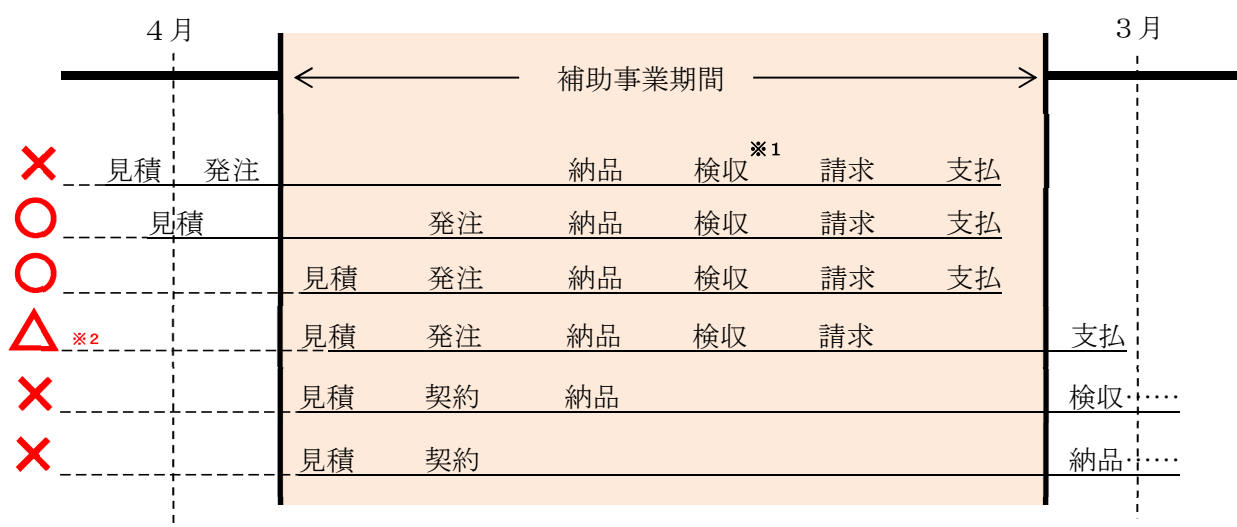
5 補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続は、補助事業者が自ら実施し、協議会等の場合は、その構成団体が実施した事業も含め、その状況について把握しておくこと。

補助事業の事務の一部を補助事業者以外の者に委任する場合は、必ず委任契約に基づくこととし、上記2～4の措置を遵守させること。なお、その場合でも、補助事業者は、補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続の状況について把握しておくこと。

6 事業完了後の実績報告書の作成に当たっては、留意すべき点について再度確認するなど万全を期すこと。

7 実績報告書提出の際は、証ひょう書類として見積書、領収書のほか、補助事業に係る金融機関の通帳、及び上記2の帳簿の写しを提出すること。ただし、文化庁における審査・確認の過程において、上記4の会計書類の全ての提出を求める場合があるので留意すること。

【解説】補助事業の期間と対象範囲

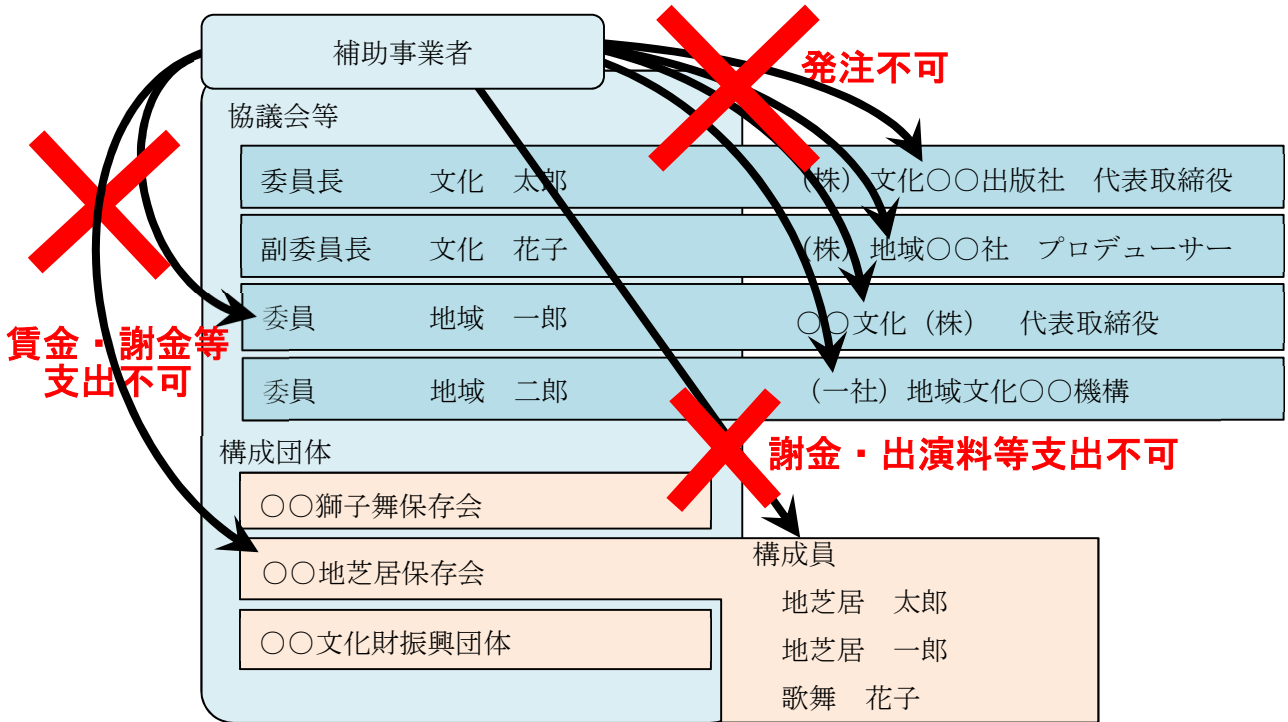


※1 検収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指す。検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。

※2 支払が未済であっても、補助事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合がある。

【解説】 内部支出の禁止

協議会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金・報酬費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない（ただし旅費は除く）。



【別紙帳簿様式】

平成〇〇年度帳簿（出納簿）

〇〇協議会等

月	日	摘要	証ひょう番号	通帳番号	収入金額	支払金額	差引残額
1	4	1	平成〇〇年度〇〇市負担金	入1	1	1,000,000	1,000,000
2	4	25	〇〇工業(株)協賛金	入2	2	300,000	1,300,000
3	4	30	〇〇工事請負(〇〇印刷(株))	出1	3	75,600	1,224,400

※補助事業者が協議会等の場合、協議会等だけでなく、その構成団体においても帳簿（出納簿）を整備する必要があるの
で留意すること。

【別紙様式（基準表）】

■〇〇〇〇市契約規則等の定めに基づく基準表

	基準額
見積書の徴取	万円以上
複数見積書の徴取	万円以上
契約書の作成	万円以上
請書の徴取	万円以上

※観光拠点整備計画策定地方公共団体の
経理部局担当者が記入の上、協議会等に
伝達し、協議会等はその徴取、作成等につ
いて、地方公共団体の指導に従うこと。

※協議会等は、実績報告書提出時に、
証ひょう書類の冒頭に添付すること。

- 8 原則、支払いは銀行振り込みとすること。
- 9 銀行口座については、本補助事業専用の口座を開設し、当該口座において、補助事業に係る支出及び収入を管理すること。なお、補助事業に係る支出及び収入のある協議会等の各構成団体においても、口座を作成して管理を行うことが必要。
- 10 発注した業務については、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認するため、発注した者とは別の者が検収を行うこと。

V その他留意事項等

1 審査及び審査結果

文化庁に提出された応募書類に基づき、審査を行った上で、採否を決定します。

審査は、下記の視点により総合的に評価します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

(評価の視点)

- ◆ 観光拠点整備計画及び実施報告について
 - ・ 本事業の趣旨・目的に沿った計画であるか。
 - ・ 地域の文化遺産を活用した実現可能な計画であるか。
 - ・ 適切な実施体制が組織されているか。
 - ・ 計画期間終了後も取組の継続などが見込めるか。
 - ・ 効果の評価指標や目標値等は適切に設定されており、地域全体への波及効果が見込めるか。
 - ・ 過去に事業を実施している場合は、その効果を把握し、検証・分析を行った上で適切な計画の改善を行っているか。
- ◆ 補助事業について
 - ・ 観光拠点整備計画の趣旨・目的に沿った具体的な事業内容となっているか。
 - ・ 効果の評価指標や目標値等は適切に設定されており、具体的な効果が見込めるか。
 - ・ 事業の実施において、文化財の変容や保存に影響を及ぼす取組はないか。
 - ・ 資金計画や経費の積算内容が適切であるか。

※利害関係者の排除

- ・ 観光拠点整備計画策定地方公共団体等及び補助事業者や要望された取組と利害関係のある委員は、文化庁における本事業の事務担当にその旨を申し出ることとし、当該要望の審査に加わることができないこととします。

また、当該要望の選定の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・ 委員が要望された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員と親族関係にある者が要望された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員が、計画策定市区町村及び補助事業者である協議会等に専任又は兼任の役員、職員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、委員会又は当該委員自ら判断する場合

2. 補助金交付申請書の提出

採択が決定した補助事業者に対しては、改めて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。なお、詳細は採択が決定した補助事業者に対して、別途お知らせします。

3. 交付決定された補助事業の取扱い

本補助事業に応募される補助事業者においては、下記に御留意ください。

- (1) 補助事業の完了日が属する年度の終了後5年間、当該補助事業に関する帳簿及び関係書類を善良な管理者の注意をもって保管する義務があります。
- (2) 補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、新・文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク（日本遺産を対象とする事業の場合）並びに本補助事業名等を掲載していただきます。
- (3) 補助事業の実施内容が観光拠点整備計画や交付決定の条件に著しく異なっていると認められる場合は、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合があります。
- (4) 補助事業終了後、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。
- (5) 日本遺産を対象とする事業の場合、認定内容の変更を申請している場合は、補助事業のうち当該変更に係る部分については、変更手続きが終了した時点より開始できます。

4. 関係法令の適用について

補助事業の実施に当たっては、以下の関係法令の適用を受けますので、応募に当たっては事前に必ず熟読してください。不正受給等を行った場合、応募制限を行います。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
- ・芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

VI 補助要項

観光拠点整備事業（文化遺産観光拠点充実事業）国庫補助要項

平成31年 4月 1日

文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で、魅力向上による観光拠点としての更なる磨きあげために行われる一体的な整備事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、3.（1）については、地方公共団体又は日本遺産の構成文化財若しくは世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等（以下、「構成文化財等」という。）の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等、3.（2）については、日本遺産の構成文化財の所有者等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とし、その明細は別紙1のとおりとする。

（1）活用環境整備事業

- ① 構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備。ただし、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。
- ② 構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（建造物の新築を除く。）の整備。ただし、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

（2）構成文化財魅力向上事業

① 建造物（日本遺産の構成文化財）

文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事。ただし、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

② 美術工芸品（日本遺産の構成文化財）

美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事。ただし、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。但し、3.(2)については、「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費国庫補助要項（平成31年4月1日文化庁長官決定）」4.(1)①及び②美観向上整備事業に準拠する。

- (1) 建築工事経費、設備工事経費、環境整備費
- (2) 設計料及び監理料等

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

- (2) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

- 1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額
実績がない場合は当該年度の収入見込額

- 2) 個人の場合＝前年分の収入額

- (3) 協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

- (4) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(別紙1)

区 分	内 容
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備	電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は附属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備（内装を含む。）等
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する附属施設（建造物の新築を除く。）の整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイダンス施設、遊歩道、物見台、管理施設（建造物の新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備等
文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事	塗装工事又は左官工事、屋根工事（葺材の部分的な葺替までとする）木工事、金具工事、建具工事等
美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事	同左

(別紙2)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
観光拠点整備事業	(ア)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	賃金	大工賃金 左官賃金 石工賃金 人夫賃金 〇〇賃金 その他賃金	総人数5人前後の職種はこの目細で一括すること 本事業のために雇用された賃金職員の事業者負担分のみ 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料	
			共済費	社会保険料 〇〇保険料		
			旅需用費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 燃料費 修繕料 〇〇費		機械器具の修繕料
			役務費	保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 〇〇費		運搬料
			委託費	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費		本工事の全部又は一部を委託する経費
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇〇損料		工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料
			工事請負費 原材料費	請負費 工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費		本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費
			備品購入費			わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること)
			共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費			本工事費に準ずる 本工事費に準ずる
				報酬 給料 職員手当等		(一般職)給料 特殊勤務手当 〇〇手当 寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当
(イ)設計料及び監理料等	委託費	委託費	設計料 監理料 翻訳・監修料			
	技術指導料					

			報 償 費 旅 費	技術指導謝金 〇 〇 謝 金 普 通 旅 費	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
--	--	--	--------------	------------------------------	---

Ⅶ 応募書類様式（記入例）

◆応募書類様式

- 様式 1 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）観光拠点整備計画（Excel 形式）
- 様式 2 平成 31（2019）年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要望書（Excel 形式）
- 様式 2－1 平成 31（2019）年度事業計画書（補助事業に係る文化財及び補助事業の概要）（Excel 形式）
- 様式 2－2 収支予算書（Excel 形式）
- 様式 2－3 支出内訳明細（Excel 形式）
- 様式 2－4 補助事業者の概要（Excel 形式）※補助事業者が協議会等の場合のみ
- 様式 3 財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類（Excel 形式）
- 見積書（写）添付例

◆参考資料

- 観光拠点整備計画策定団体 確認用シート

1 都道府県・市区町村名	〇〇県〇〇市	補助事業の種類	文化遺産観光拠点充実事業(日本遺産)																
3 計画の名称	日本遺産〇〇活用プラン																		
4 計画期間	令和 元 年度 ~ 令和 5 年度																		
5 計画の概要	<p>〇〇市文化財保存活用地域計画（平成〇年策定）及び日本遺産〇〇地域活性化計画を基本方針とし、日本遺産〇〇の価値・魅力を総合的に発信することで、インバウンド対応も含めた、日本遺産を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図るため、下記の取組を実施する。また、計画期間中は、下記の取組を通じて、日本遺産〇〇に関する地域全体で日本遺産を保存・活用し、次世代に継承していくための体制の確立を目指す。</p>																		
6 実施体制	<p>文化財保存活用地域計画等の策定により補助額の調整を行う場合には、策定状況を記載してください。（任意の資料提出に代えても可）</p> <p>本計画に係る全体の企画・調整や、各補助事業に係る指導等は以下の担当課が行う。 教育委員会文化財課：各補助事業における日本遺産の構成文化財の取扱等に関する指導・調整等 市民局観光振興課：地域への訪問者等への魅力発信等の観光業務に関する連携等 また、補助事業は次の団体が実施する。補助事業に係る書類及び成果物等は協議会事務局が管理することとし、実施期間終了後は、〇〇市に継承する。 日本遺産〇〇保存活用協議会（会長：〇〇〇〇） 構成団体（〇〇神社、〇〇寺、〇〇保存会、NPO法人〇〇、〇〇市観光協会） 各年度の事業終了後は、外部有識者、教育委員会文化財課及び日本遺産〇〇保存活用協議会で構成される成果評価委員会において、事業の実施報告及び成果の評価を行う。また、評価結果については、毎年度、本計画で実施する事業内容に反映させることとする。具体的には・・・</p>																		
7 計画における目標と期待される効果	<p>目標区分：文化遺産を活用した集客・交流</p> <p>評価指標区分：観光客入込み数 (具体的な指標は次のとおり)</p> <p>具体的な指標：〇〇城の入場者数 関連事業：①</p> <p>目標値：【現状値】平成 30 年度 50,000 人 ⇒ 【目標値】令和 ● 年度 125,000 人</p> <p>設定根拠：平成 9年度〇〇市観光入込客数の伸び率1.2倍を参考として、毎年度伸び率1.2倍と設定。</p> <p>進捗状況：各年度、状況値、目標に対する達成率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 元 年度</th> <th>令和 年度</th> <th>令和 年度</th> <th>令和 年度</th> <th>令和 年度</th> <th>令和 年度</th> <th>令和 年度</th> <th>令和 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>			令和 元 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	人	人	人	人	人	人	人	人
令和 元 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度												
人	人	人	人	人	人	人	人												
8 補助事業の概要	<p>事業名①：〇〇日本遺産センター整備事業 実施団体：日本遺産〇〇保存活用協議会</p> <p>事業区分：活用環境整備（日本遺産） 事業期間：令和 元 年度 ~ 令和 ● 年度</p> <p>事業概要：日本遺産〇〇について広く情報を発信するため、各構成資産の概要、歴史、価値、関連する情報等について総合的に紹介するガイダンス施設の整備を行う。</p> <p>事業名②：〇〇事業 実施団体：</p> <p>事業区分： 事業期間：令和 元 年度 ~ 令和 ● 年度</p> <p>事業概要：</p>																		
9 その他計画実施により想定される効果（定性的な効果を記載）	<p>市民の日本遺産に対する関心や意識が向上し、今後市民の力による地域の文化遺産の保存と、次世代への確実な継承とともに、地域の活性化が期待できる。また、行政と民間団体、文化財保護団体による連携・協力体制が構築されるとともに、『市観光計画』で目標（100万人）としている観光客の増加に寄与することができるほか、・・・。</p>																		
10 その他事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など）	<p>事業概要：〇〇省の〇〇事業（国際観光旅客税財源）による××整備も併せて実施し、より効果的な情報発信を行う。</p> <p>事業概要：</p> <p>事業概要： ⑬</p> <p>他の国際観光旅客税充当事業と連携して実施することにより補助額の調整を行う場合にはここに記載してください。その他任意の資料提出に代えることも可能です。</p>																		
11 担当部署	<p>地方公共団体 担当部署課：〇〇市教育委員会文化財課（〇〇係） ⑭</p>																		
12 補助金の額の調整の要件（該当するものを選択）	<p>当該事業が、文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される <input type="radio"/> ⑮</p> <p>補助事業者が地方公共団体の場合に財政力指数が0.5以下である又は補助事業者が民間団体の場合に事業規模指数が0.1以上である <input type="radio"/></p> <p>補助事業者である協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している</p> <p>当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している</p>																		

本件担当者連絡先

TEL	*-*-*-*-*-*-*-* (内線：*-*-**) *-*-*-*-*-*-*-* (直通)	FAX	*-*-*-*-*-*-*-*
ふりがな	〇〇 〇〇	E-mail	*-*-*@*-*-*.*-*.*-* ⑮
担当者氏名	〇〇 〇〇		
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		

※ スペースが足りない場合は、行の高さを変更したり、ページを追加しても差し支えありません。

番号	項目	記入要領
①	都道府県・市区町村名	複数の地方公共団体が連携している計画を策定する場合は、連携している全ての地方公共団体名を記載してください。
②	補助事業の種類	リストから選択してください。
③	計画の名称	地方公共団体において決定した観光拠点整備計画名称を記載してください。
④	計画期間	5年以内としてください。 なお、計画期間終了後の1年間は総括評価を行う期間として、当該地方公共団体からの応募はできません。令和元年度に観光拠点整備計画の計画期間が終了する地方公共団体は、令和2年度の実務はできませんのでご注意ください。 ※元号については、 改元日（5月1日）以降は新元号を記入するよう留意 してください。（他の様式も同様）
⑤	計画の概要	地方公共団体における本計画の位置付けを記載の上、計画実施により目標とする内容を記載してください。文化財保存活用地域計画等の策定により補助額の調整を行う場合には、当該計画等の策定状況もあわせて記載してください。（任意の資料提出に代えることも可（様式任意））
⑥	実施体制	本計画に係る地方公共団体の役割分担（担当部局名など）を記載してください。また、補助事業を実施する事業者名やその構成団体などを記載するとともに、 計画期間終了後又は事業者の解散後の対応 についても記載してください。 また、評価をどのように計画（事業）に反映させる仕組みとしているかについて、記載してください。
⑦	目標区分、評価指標区分、具体的な指標	「目標区分」及び「評価指標区分」はリストからそれぞれ最も近いものを選択してください。（「評価指標区分」は選択された「目標区分」と連動しています。）最も近いと言いがたい場合には「その他」を選択してください。 また、これらを踏まえた「具体的な指標」を記載してください。（「その他」を選んだ場合も、具体的な指標の記載が必要です。）
⑧	目標値	本計画終了までに目標とする「⑦具体的な指標」について、現状値（平成30年度現在）と目標値（計画最終年度）の数値を記載してください。数値だけでなく単位も忘れずに記載してください。現状値の基点は、原則として平成30年度としてください。 なお、目標値の設定に当たっては、国民からの納税を原資とした国庫補助を受けることを十分認識した上で、納税者に対し事業効果を説明できるものとなるよう留意してください。 （例）平成30年度 70人 ⇒ 令和〇年度 120人 ↑現状値の基点年度、数値 ↑計画終了年度の目標数値
⑨	設定根拠	「⑧目標値」を設定した考え方を簡潔に説明してください。国費を投入する事業として、国民に対し説明できる内容が必要です。
⑩	各年度、状況値、目標に対する達成率	本項目は、各年度終了後に進捗状況を記載しますので、現時点では記載不要です。達成率は自動計算で算出されますが、マイナスになる場合は、0%としてください。
⑪	補助事業の概要	様式2-1（事業計画）に基づき、各項目を記載してください。（事業名等は様式2-1と一致します）
⑫	その他計画実施により想定される効果	本計画を実施することで想定している地域活性化やインバウンド効果等に関する定性的な効果を記載してください。 本項目で記載している効果は、本計画終了後に検証・分析をすることとなります。
⑬	その他事業	自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（他の国際観光旅客税充当事業を含む）を予定している事業を記載してください。また、自主財源確保のための予算措置の状況や、計画期間終了後の取組についての検討状況も記載してください。 本補助事業以外にも幅広く事業を展開していることは計画の実行性を裏付けるものとなりますので幅広く記載してください。
⑭	担当部局	本計画を作成した地方公共団体の担当部局課名を記載してください。
⑮	補助金の額の調整の要件	該当するものについてはリストから○を選択してください。（複数選択可）
⑯	本件担当連絡先【非公表部分】	本計画について文化庁から問合せを行うことがありますので実務担当者の連絡先を記載してください。複数の市区町村が連携して計画を策定する場合、窓口となる代表の地方公共団体の担当者を記載してください。 なお、採択された地方公共団体の計画は文化庁ホームページで公表することとなりますが、本項目のみ公表の対象外とします。

組織としての文書番号を付番していない場合、空欄で結構です。

① 文協第〇〇〇〇号
平成 年 〇 月 〇 日

文化庁長官 殿

代表者氏名は、記名+押印としてください（印は協議会等印もしくは代表者私印）。

② 団体名 日本遺産〇〇保存活用協議会
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1
代表者職名 〇〇会長
代表者氏名 〇〇 〇〇 (印)

平成31（2019）年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要望書

平成31（2019）年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業区分	③ 文化遺産観光拠点充実事業(日本遺産)
事業の名称	④ 日本遺産〇〇活用〇〇事業
補助事業の着手及び完了の予定日	⑤ 着手 平成31年 9 月 1 日 完了 平成32年 1 月 31 日
補助金の交付要望額	⑥ (補助対象経費 6,598,000 円 10,152,200 円の 65%)
その他参考となるべき事項	この欄は自動入力されます。 先に様式2-3、2-4を記入してください。

<担当者連絡先>※実務担当者の連絡先をご記載ください。⑦

所属		
(ふりがな)		
氏名		
電話番号	FAX番号	
E-MAIL ※記載誤りのないようご注意ください。		
書類等の郵送先	〒	
その他（日中連絡先）		

番号	項目	記入要領
①	年月日	<p>要望書の提出年月日を記入してください。文書番号は組織として付していなければ必要ありません。</p> <p>日付は募集締切の日付以前を記入してください。</p> <p>なお、改元日（5月1日）以降は新元号を記載するよう留意してください。（他の様式も同様）</p>
②	団体名 住所 代表者職名 代表者氏名	<p>団体名、住所、代表者職名、代表者氏名を記入してください。</p> <p>団体内における役職名を記入し、必ず記名押印してください。印は協議会印若しくは代表者私印のいずれかとなります。</p>
③	事業区分	リストから選択してください。
④	事業の名称	本事業の名称を記載してください。
⑤	補助事業の着手及び完了の予定期日	完了の予定期日は、不必要に3月31日とせず、事業が実際に完了する日としてください。
⑥	補助金の交付要望額	この欄は自動入力されます。先に収支予算書（様式2-2）、支出内訳明細書（様式2-3）を記入してください。
⑦	担当者連絡先	交付要望書の記載内容について確認することのできる、実務担当者の連絡先を記入してください。

<平成31（2019）年度事業計画書>

各事業の内容（具体的に記入すること）				
事業①	事業区分 ①	活用環境整備（日本遺産）	事業名	〇〇日本遺産センター整備事業 ②
実施団体 ③	日本遺産〇〇保存活用協議会		事業期間 ④	平成31 年度 ~ 平成36 年度
対象となる文化財等 ⑤	〇〇神社、〇〇寺、〇〇の文化的景観・・・			
令和元年度事業の内容	<p>⑥</p> <p>日本遺産〇〇について広く情報を発信するため、各構成資産の概要、歴史、価値、関連する情報等について総合的に紹介するガイダンス施設の整備を行う。事業は、日本遺産の地域活性化計画及び〇〇日本遺産センター整備基本計画に基づき、〇〇市〇〇に所在する旧〇〇小学校を活用し、〇〇日本遺産センターとして改修する。 令和元年度は、メインホールの床の張り替え及び壁の再塗装を行い、また、・・・</p>			
翌年度以降の事業予定等	<p>⑦</p> <p>令和2年度は、旧体育館の耐震補強工事を行いつつ、初年度に改修した〇〇を引き続き・・・ 令和3年度は、・・・ 令和4年度は、・・・ 令和5年度は、すべての整備工事を完了させ、〇月頃に開館の予定。あわせて、協議会の会報誌や市の広報誌、また、日本遺産〇〇のホームページ等により積極的な広報・周知を行い、来館者数の増加を図る。</p>			
事業②	事業区分	(リストから選択してください。)	事業名	
実施団体			事業期間	年度 ~ 年度
対象となる文化財等				
令和元年度事業の内容				
翌年度以降の事業予定等				

※事業区分ごとに必ず該当の記入欄を使用し、一の事業区分で複数事業を実施する場合は、適宜コピーして使用してください。

番号	項目	記入要領
①	事業区分	該当する事業区分を選択してください。
②	事業名	各事業区分における個別の事業名を記載してください。
③	実施団体	②に記載した事業を実施する団体名（地方公共団体、協議会等）を記載してください。
④	事業期間	各地方公共団体で策定した観光拠点整備計画（様式1）の期間内で記載してください。
⑤	対象となる文化財等	<u>実施事業において対象となる文化財等の名称を記載してください。</u> <u>要望する事業全ての欄に記載する必要があります。</u>
⑥	平成31年度事業の内容	<u>要望する事業すべてについて簡潔かつ具体的に説明してください。</u> 事業内容の審査に当たって重要な項目になります。何のために何を実施する事業か、誰が見ても理解できる説明とする必要があります。
⑦	翌年度以降の事業予定等	次年度以降の事業予定を記載してください。 なお、事業の募集・採択は毎年度ごとに行うため、当該記載により翌年度の採択・交付を保証するものではありません。

<収支予算書 日本遺産 >

▼収入の部

区分	金額 (予定を含む。)	内訳
本事業以外の 補助金・助成金	3,500,000	〇〇市補助金(R元年度申請中) 3,000,000 (一社)〇〇法人助成金 500,000
その他収入	50,000	〇〇寄付金 50,000
小計(A)	3,550,000	
自己負担金(B)	315,800	〇〇保存会負担 314,000 その他負担 1,800
本事業による補助金の 交付要望額(C)	6,598,000	
1. 収入合計 (A) + (B) + (C)	10,463,800	

下記で算出される交付要望可能額を記入してください。交付要望可能額は千円未満切捨てとなります。千円未満の端数が出る場合は、自己負担金で措置してください。

同額になるように自己負担金

様式2-4で記入した各(項)の交付要望基礎額の合計額を記入してください。

▼支出の部 →詳細は、<支出内訳明細> (様式2-3)に記載

区分	総事業費	補助対象経費		補助対象外経費	
		交付要望基礎額	自己負担額等		
〇〇日本遺産センター整備事業	10,463,800	10,152,200	306,600		5,000
2. 支出の合計	10,463,800	10,152,200	306,600		5,000

補助率調整要件 (該当ある場合は右欄で○を選んでください)		
当該事業が、文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される (5%)		○
補助事業者が地方公共団体の場合に財政力指数が0.5以下である又は補助事業者が民間団体の場合に事業規模指数が0.1以上である (10%)		○
補助事業者である協議会等に観光庁に登録された日本版DMO(日本版DMO候補法人は除く)が参加している (5%)		
当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している (5%)		
調整後補助率 (原則1/2, 最大2/3)		0.65

↓交付要望可能額の計算 (自動計算のため、手動入力しないでください)

交付要望基礎額計(円)	×	調整後補助率	=	交付要望可能額(円)
10,152,200		0.65		6,598,000

この額が交付要望書(様式2)の交付要望額と一致します

※ 平成31(2019)年10月1日以降の課税対象経費については、消費税率10%として記載してください。

番号	項目	記入要領
①	収支予算書 (事業メニュー)	リストより選択してください。
②	本事業以外の補助金・助成金	本事業以外の補助金・助成金の金額を記載してください。内訳には当該補助金の名称を必ず記載してください。申請中の場合はその旨を括弧書きし、見込額を計上してください。
③	その他収入	補助事業遂行により生ずると見込まれる収入金は全て記載してください。
④	自己負担金	補助事業者が負担する金額を記載してください。
⑤	本事業による補助金の交付要望額	⑫で自動計算される金額を記入してください。この金額が文化庁からの補助額になります。交付要望額は千円未満は切り捨てとなります。千円未満の端数が出る場合は、自己負担金で計上してください。
⑥	1. 収入合計	「1. 収入合計」は「2. 支出の合計」欄(⑩)と同額になるよう、自己負担金等で調整してください。
⑦	総事業費	事業ごとの総事業費です。右欄の補助対象経費と補助対象外経費の合計額が自動計算されますので確認してください。
⑧	交付要望基礎額	様式2-3に基づき、記載してください。
⑧	自己負担金額等	事業ごとの自己負担額を記載してください。補助対象経費と補助対象外経費に分けてそれぞれ計上してください。補助対象経費及び補助対象外経費は、「Ⅱ 補助事業の対象範囲」の「2 各費目における単価上限、補助対象外経費等」を参考にしてください。
⑩	支出の合計	総事業費と交付要望額の合計が自動計算されます。⑥「1. 収入合計」と一致するようにしてください。
⑪	補助率調整要件	該当する要件がある場合は、右欄のリストから○を選択してください。(複数選択可。ただし、2/3上限。) 補助率は自動で計算されます。
⑫	交付要望可能額	⑧交付要望基礎額に⑪の調整後補助率を乗じた額が自動計算されます。(千円未満切り捨て。端数は自己負担額として調整ください。) この額を⑤「本事業による補助金の交付要望額」に記入してください。

<支出内訳明細>

(区分) 日本遺産

(項) 活用環境整備

様式 2-3

該当する(区分)及び(項)をリストから選択し、(区分)ごと、(項)ごとに作成してください。

② 事業名	③ 経費内訳	① 費目をリストから選択し、右側に何に対する経費かを記載してください。	総事業費	補助対象経費		補助対象外経費
				交付要望基礎額	自己負担額等	
〇〇日本遺産センター整備事業	【報償費】 技術指導謝金 (別紙参照)					
	@ 1,040 円 × 6 時間 × 20 日 × 2 人		249,600	23,000	④ 226,600	0
	【委託費】 〇〇日本遺産センター実施設計委託 (見積番号①-1, ①-2)					
	@ 1,080,000 円 × 1 式 × ×		10,080,000	10,000,000	80,000	0
【工事請負費】 メインホール整備工事 (見積番号②-1, ②-2)						
@ 104,200 円 × 1 式 × ×			104,200	99,200	0	5,000
【需用費】 消耗品費						
@ 30,000 円 × 1 式 × ×			30,000	30,000	0	0
⑤ 合計			10,463,800	10,152,200	306,600	5,000

<支出内訳明細>

(区分) (選択してください)

(項) (選択してください)

事業名	経費内訳	総事業費	補助対象経費		補助対象外経費
			交付要望基礎額	自己負担額等	
(選択)	@ × × ×	0			
(選択)	@ × × ×	0			
(選択)	@ × × ×	0			
(選択)	@ × × ×	0			
合計		0	0	0	0

※ 適宜行を追加・削除してご使用ください。

※ 平成31(2019)年10月1日以降の課税対象経費については、消費税率10%として記載すること。

番号	項目	記入要領
①	支出内訳明細書 (区分) (項)	リストより該当する(区分)及び(項)を選択してください。支出内訳明細書は、(区分)ごと、(項)ごとに作成してください。
②	事業名	事業計画書(様式2-1)における「各事業の内容」に記載している個別の「事業名」を記載してください。事業計画書に記載がないにもかかわらず、支出内訳明細書に経費のみ計上していても補助対象外となります。必ず事業計画書との整合性を確認してください。
③	経費内訳	費目をリストから選択し、右欄に何に対する経費かを記載してください。リストにない費目や上限単価を超える額は計上できません。p.6~7の「3. 各費目における単価上限、補助対象外経費等」を参考に記載してください。
④	総事業費 補助対象経費(交付要望 基礎額、自己負担額等) 補助対象外経費	各費目に係る額を記載してください。費目によっては上限単価を設定していますのでを超える額については補助対象外経費に計上してください。 「II 補助事業の対象範囲」の「3. 各費目における単価上限、補助対象外経費等」を参考に記載してください。
⑤	合計	(項)で選択した事業の合計額が自動計算されます。収支予算書(様式2-2)「支出の部」に計上している金額と一致しているか確認してください。

協議会等（補助の対象となる者）の概要

※補助事業者が協議会等の場合に作成。地方公共団体の場合は不要。

(ふりがな) 名称	にほんいさん〇〇ほぞんかつようきょうぎかい	(ふりがな) 代表者職名・氏名	〇〇 〇〇
	日本遺産〇〇保存活用協議会 ①		会長 〇〇 〇〇
所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1	電話番号	***-***-****
		FAX番号	***-***-****
団体設立年月 ②	平成〇〇 年 〇〇 月		
役職員 ③		構成団体 ④	
委員長 〇〇 〇〇 (〇〇保存会会長) 副委員長 〇〇 〇〇 (〇〇市観光協会会長) 監事 〇〇 〇〇 (〇〇市教育委員会〇〇課長) 会計 〇〇 〇〇 (〇〇市〇〇課長)		〇〇保存会 〇〇市観光協会 〇〇〇の会 〇〇新聞社 〇〇神社 〇〇市〇〇地区自治会	
設置目的 ⑤	本協議会は、.....。		
	※ 協議会等及び構成団体の定款・寄付行為に類する「規約」を併せて提出すること。また構成員の「名簿」が別途ある場合については併せて提出すること。（本様式に記載する場合を除く）		

※ 協議会等及び構成団体の定款に類する規約及び名簿を併せて提出すること。

番号	項目	記入要領
①	名称 代表者職名・氏名 所在地 電話番号 FAX番号	交付要望書（様式2）に記載している内容と同一にしてください。
②	団体設立年月	設立した年月を記載してください。定款等に類する規約に基づき記載してください。
③	役職員	代表者、役員、監査担当者、経理担当者、その他事務職員を記入してください。監査担当者及び経理担当者は記入必須です。
④	構成団体	協議会等の構成団体について記載してください。協議会等及び構成団体の定款・寄付行為に類する「規約」も併せて提出してください。構成員については、この様式に記載するか、「名簿」を添付してください。 <u>観光庁に登録された日本版DMOが協議会等に参加することにより補助額の調整を行う場合は、当該DMOの名称を記入してください。</u>
⑤	設置目的	設置目的を記載してください。別途提出する協議会及び構成団体の定款に類する規約と齟齬のないよう留意してください。

財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類

申請者名

① 日本遺産〇〇保存活用協議会

1. 収入及び支出

収入			支出			財政力指数
年度	金額(円)	備考	② 年度	金額(円)	備考	
平均(自動計算)	#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!

(地方公共団体の場合)

・収入金額欄には当該年度の一般会計の歳入総額を、支出金額欄には歳出総額を記入し、あわせて財政力指数欄に当該年度の財政力指数を記入すること。

(過去3ヶ年度分)

(民間団体の場合)

・事業実施年度の前々年度以前3会計年度の収入額及び支出額を記入すること。実績がない場合は、事業実施年度の収入見込額を記入すること。財政力指数欄は記入不要。

(個人の場合)

・前年分の所得額を記入すること。支出額欄及び財政力指数欄は記入不要。

(全体)

・当該団体等の一般会計の収入額のうち、①他会計からの繰入額(公益事業など収入額から除かれた会計の繰入金については含めるものとする。)、②補助金等収入(国庫補助金、地方公共団体補助金等)が当該会計の収入額に含まれている場合は、その金額を当該収支計算書の収入額から控除することとする。

補助対象となる総事業費(円)		※補助事業者が民間団体(協議会等を含む)の場合のみ記入
事業規模指数(自動計算)	#DIV/0!	③

2. 財産状況

種類	評価額等(円)	備考
	④	
合計(自動計算)	0	

※補助事業者の所有する財産があれば記入。地方公共団体の場合は記入不要。また、協議会等の場合で財産がない場合は記入不要。

※法人の場合、別途作成している財産目録等や、法人税の申告を行っている場合には、所得税法の規定による確定申告書の写し又は源泉徴収表があればその添付でも可。

※個人の場合、確定申告等の際に作成する貸借対照表等の財産状況が分かる書類があればその添付でも可。

番号	項目	記入要領
①	申請者名	事業を実施する協議会等の名称を記載してください。
②	収入および支出	<p>協議会等の場合、事業実施年度の前々年度以前3会計年度の収入額及び支出額を記入してください。実績がない場合は、事業実施年度の収入見込額を記入してください。財政力指数欄は記入不要です。</p> <p>なお、下記の収入については、原則、補助事業者の収入額から控除します。 ※控除する収入については、決算書等で明確に確認できることが必要です。</p> <p>①事業者の恒常的な収入と言えないもの。 ・特定の目的のための積立金 ・資産の売却収入 ・借入金 ・補助金（国庫補助金、地方公共団体補助金、民間団体助成金） ・文化財修復等のための寄付金 ・各種積立金の取崩し金 ・貸付回収金 など</p> <p>②公益（事業者の主たる活動以外）を目的とした会計収入 ・学校及び病院事業会計など</p> <p>③その他 ・他会計からの繰入金（公益事業など収入から控除された会計からの繰入れば除く）</p>
③	「補助対象となる総事業費」及び「事業規模指数」	「補助対象となる総事業費」については、様式2及び様式2-2の補助対象経費と一致します。「事業規模指数」は自動計算されます。
④	財産状況	協議会等が財産を所有している場合には記載すること。（ない場合は記載不要です。）

※ 様式2-4 支出内訳明細の記載と一致
させていただきます。

→ 見積番号③-2
○年○月○日

→ 見積番号③-1
○年○月○日

見積書

日本遺産〇〇保存活用協議会 殿

〇〇映像制作のための撮影業務一式について、下記のとおりお見積もりします。

(株)〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

金 1,045,000 円

事項	単価	数量	金額	備考
照明・音響技術者	9,400	20	188,000	@9,400×10人×2回
機材借料	760,000	一式	760,000	機材一覧別紙のとおり
機材運搬料	50,000	一式	50,000	
値引き			▲ 48,000	
小計			950,000	
消費税(10%)			95,000	

※ 人件費については、内訳が記載されている必要があります。

※ 単価等は「各費目における単価上限、補助対象外経費等」(p5~6)の基準を適用してください。
ものとしてください。

※ 使用料・借料、再委託費、消耗品費等について、一式記載のものは、内訳明細を添付する必要があります。

※ 発注予定金額が10万円(税込み)以上の場合、見積書を添付する必要があります。

※ 発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合、複数者からの見積書を添付する必要があります。

※ 複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書(任意様式)を添付してください。

※ 実際に発注するに当たっては、所在の地方公共団体の契約規則に規定する手続が必要です。

※ 令和元年10月1日以降の課税対象経費(軽減税率及び経過措置の対象を除く)については、消費税率10%として記載すること。

確認用シート（観光拠点整備計画策定地方公共団体用）

	都・道・府・県
	市・区・町・村

チェック欄

1. 令和元年度事業用の様式を使用していますか？
2. 各様式について、未記入欄はありませんか？
3. 以下の提出書類は、全てそろっていますか？（A4用紙、ホチキス留め不可）
※は全団体共通。それ以外は該当がある場合に必ず提出。

観光拠点整備計画策定地方公共団体提出書類

- (1) 観光拠点整備計画書 [様式1] ※

補助事業者（協議会等）提出書類

- (1) 交付要望書 [様式2] ※
- (2) 令和元年度事業計画書 [様式2-1] ※
- (3) 収支予算書 [様式2-2] ※
- (4) 支出内訳明細 [様式2-3] ※
- (5) 補助事業者の概要 [様式2-4] ※
- (6) 補助事業者が協議会等の場合、その定款又はそれらに類する規約及び構成名簿
- (7) 財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類 [様式3] ※
- (8) 見積書（写） …複数枚ある場合は、必ず番号を付番すること（例：見積番号①, ②, ③など）
①使用料及び借料や役務費、委託費、需要費等において発注見込額が10万円（税込み）以上の場合
②発注見込額が100万円（税込み）以上の場合、複数者から徴取した見積書
- (9) 仕様書（様式任意）
…100万円（税込み）以上の役務費、委託費、請負費等の場合に添付
- (10) 設計図、位置図（様式任意）
- (11) その他内容を補足するための参考資料（様式任意）